

令和7・8年度芳賀中部上水道企業団 入札参加資格審査申請書提出要領 (建設工事)

1. 入札参加資格の対象者

- (1) 建設業法第3条の許可を受けている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者
- (3) 経営に関する事項の審査(経営事項審査)を受けている者で、許可行政庁から総合評定値(P)の通知を受けている者
- (4) 税金に未納がない者

2. 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 申請手続き(受付方法等)

- ① 受付方法 **郵便書留又は宅配便**で受け付けます(直接持参も可)。
- ② 郵送先 〒321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井1703
芳賀中部上水道企業団 総務係 あて
- ③ 受付期間 令和7年2月3日(月)から令和7年2月28日(金)まで
(期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く)
※当日消印有効

4. 提出書類

「別表」のとおり。

申請書及び添付書類を**A4版フラットファイル(カラー指定なし、左とじ、金具使用不可)**に番号順に綴じてください。また、フラットファイルの表紙及び背表紙に、商号又は名称を記入してください。

※栃木県に登録申請し、市町へのデータ提供を承認した場合は、提出書類を一部省略することができます(構成町内業者を除く)。ただし、申請後に栃木県から発行された受付結果通知の写しを1部提出していただきます。

5. 申請手続きにおける注意事項

- (1) 申請書類郵送の際は、申請封筒に「**入札参加資格審査申請書在中**」と明記し、トラブル防止のため、**郵便書留又は宅配便**で送付してください。
- (2) 申請書は、日本語で作成してください。
- (3) 提出書類は、別途指定又は任意様式の場合を除いて、企業団様式、国土交通省統一様式又は栃木県様式を使用してください。
- (4) 証明書等は、申請書提出時における最新のもの(証明書は写し可。ただし、申請日前3ヵ月以内に発行されたもの。)を提出してください。
- (5) 提出書類に不備があった場合には、再提出していただきます。
- (6) 登録番号及び受付印が必要な場合には、官製はがき(返信用)を同封してください。
- (7) 受付された業者については、芳賀中部上水道企業団入札参加資格者名簿に登載されます。登載の有無については、未登載の業者についてのみ通知いたしますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

芳賀中部上水道企業団 総務係

電話 028-677-1661

FAX 028-677-3789

※なお、ホームページでも要領を公開しております。

ホームページアドレス <https://www.hagasui.or.jp/jigyousya/shinsei/>

別表 芳賀中部上水道企業団入札参加資格審査申請書類一覧表（建設工事）

No.	提出書類		構成 町内 ※1	県内・県外		備考
					栃木県 申請者	
1	一般競争(指名競争) 入札参加資格審査申請書 〈様式1-1〉		○	○	○	企業団様式、国土交通省統一様式又は栃木県様式
2	栃木県入札参加資格審査 申請の受付結果の写し				○	栃木県に登録申請し、企業団への提出書類の一部を 省略する場合（構成町内業者を除く）
3	経営規模等評価結果通知書 及び総合評定値通知書の写し		○	○	○	経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書の写し。 (申請書提出時現在において最新のもの)
4	工事経歴書		○	○	○	国土交通省統一様式又は栃木県様式 直前2営業年度分
5	国・都道府県の許可証明書		○	○		写し可
6	商業登記簿謄本又は 代表者の身分証明書		○	○		法人の場合：「商業登記簿謄本」（写し可） 個人の場合：「身分証明書」（写し可）
7	納税証明書 等（写し可）	国税の 納税証明書	○	○		税務署で発行する「未納の税額がないことの証明」 法人の場合：納税証明書（その3の3） 個人の場合：納税証明書（その3の2）
		栃木県税の 納税証明書	○	△		栃木県に納税義務を有する業者は添付 県税事務所で発行する「県税に未納がないこと(全税 目)証明」全税目納税証明書
		構成町税の 納税証明書等	○	△	△	構成町内に納税義務を有する業者は添付 各町役場で発行する町税納税証明書又は完納証明書
8	建設業退職金共済組合又は 中小企業退職金共済事業 加入証明書		△	△	△	加入している場合は添付する。（写し可）
9	建設業労働災害防止協会 加入証明書		△	△		加入している場合は添付する。（写し可）
10	技術職員名簿		○	○	○	経営事項審査申請時に提出したもの（写し可）
11	配水管技能者名簿〈様式1-2〉		△	△	△	水道施設工事のうち配水管布設工事を希望する場合 は添付する。
12	給水装置工事主任技術者 免状（証）の写し		△	△	△	該当する場合は添付する。 ※2
13	委任状 〈様式1-3〉			○	○	企業団様式、国土交通省統一様式又は栃木県様式 入札及び契約締結等について、年間を通じて受任 者を置く場合に提出。

(○・・・必ず必要となる書類、△・・・該当する場合のみ添付する書類)

※1 構成町・・・企業団を構成する町で益子町、芳賀町、市貝町のことを指します。

※2 水道施設工事のうち配水管布設工事（新設改良等のための配水管の布設、移設及び撤去の工事及び弁栓類の設置工事並びに配水管の修繕工事等をいう。）で、給水装置工事を伴う工事の発注対象となるのは、申請時に建設業法上求められている資格の他に、給水装置工事主任技術者が在籍している芳賀中部上水道企業団指定給水装置工事事業者であることを条件とします。（申請時以降においても上記の条件を満たしていることが必要です。）